平成２８年（フ）第６３２７号
東京都江戸川区篠崎町３丁目33番16号
破産者　丸照物流株式会社
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３６５号
東京都町田市東玉川学園２丁目26－２
破産者　清水　洋子
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８３９号
東京都墨田区堤通１丁目19－８－2503
破産者　鳴原真由美
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３６９号
東京都足立区西新井１丁目20－５－101
破産者　吉田　一典
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１号
神奈川県相模原市南区麻溝台７丁目13番１号
破産者　株式会社成・昇
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８９号
東京都府中市浅間町２丁目４－24
破産者　長澤　久子
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３６８号
東京都練馬区関町南３丁目32番９号
破産者　イトリン株式会社
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７９０号
東京都墨田区石原４丁目６番７号
破産者　株式会社ニチバク
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２００９号
中華人民共和国北京市東城区史家胡同20号２号楼５号、住民票上の住所東京都町田市金井町1983－12
破産者　鈴木　和男
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８５６号
東京都調布市菊野台２丁目12－４
破産者　門馬　伸行
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９０４号
東京都江戸川区東葛西４丁目56－12－303
破産者　橋本　雅美
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０６８号
東京都港区赤坂７丁目５－34－524
破産者　金子　浩章
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３３０号
東京都練馬区豊玉上２丁目５－７－604
破産者　松浦　　輝
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３７７号
東京都新宿区若松町25－21－201
破産者　大浦　紀子（旧姓大嶋）
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５２２号
東京都武蔵野市中町１丁目32－１－303
破産者　鈴木　沙織
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７５６号
埼玉県和光市新倉２丁目７－60－103
破産者　大西　勝利
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０８４号
東京都港区六本木６丁目７番９号
破産者　Ｓｏｌｏｍｏｎ　Ｆｉｎａｎｃｉａｌ株式会社
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０８５号
千葉県船橋市上山町３丁目597、住民票上の住所東京都品川区北品川６丁目５－８　プライムメゾン御殿山ＷＥＳＴ　201
破産者　原田　豊彰
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２１９号
東京都世田谷区宮坂１丁目２－３　ガーデンハイツ２番館304
破産者　小菅　　清
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２５１号
東京都江戸川区宇喜田町1470番地
破産者　株式会社ホットライン・ディ・シー
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２５２号
東京都江戸川区宇喜田町1470
破産者　小川　将之
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部